

## 大阪市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

制定 平成 27 年 7 月 7 日

改正 平成 30 年 9 月 6 日

### (目的)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、大阪市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定するとともに、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という）の理念も踏まえ、総合戦略を着実に推進するため、大阪府まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

### (所管事務)

第 2 条 創生会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) 総合戦略における SDGs の達成に向けた取組みの推進に関すること。
- (3) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第 3 条 創生会議は、市長、市長が指名する副市長（以下「副市長」という。）、市政改革室長、市長が指名する区長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、都市計画局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、港湾局長及び教育次長で組織する。

- 2 創生会議に座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は、市長をもって充てる。
- 4 座長代理は、副市長をもって充てる。
- 5 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 座長は、創生会議を招集し、主催する。

- 2 座長が必要と認めるときは、前条第 1 項に掲げる者以外の者を創生会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (検討部会)

第 5 条 特別の事項について調査検討させるため、創生会議に検討部会を設置する。

- 2 検討部会は、座長が指名する職員をもって組織する。

### (庶務)

第 6 条 創生会議の庶務は、政策企画室企画部において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、創生会議に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 6 日から施行する。